

## 私 債 権 放 棄 調 書 ( 総 括 表 )

債 権 の 名 称 ( 担 当 部 署 )	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ー ジ 番 号
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター 医事管理室)	479,592 円	19 件	1P
水道料金(建設部上下水道局上水道室)	971,364 円	138 件	3P
青年就農給付金返還金(環境産業部農政室)	600,000 円	1 件	12P
合 計	2,050,956 円	158 件	

# 私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称            亀山市立医療センター使用料・手数料  
 担当部署            医療センター 医事管理室

番号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由		備 考
1	33,883 円	平成29年3月31日	平成10年6月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月23日	債務者 亀山市民 所在不明
2	4,314 円	平成29年3月31日	平成10年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月1日	債務者 亀山市民 所在不明
3	2,800 円	平成29年3月31日	平成13年11月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月5日	債務者 亀山市民 所在不明
4	14,780 円	平成29年3月31日	平成14年4月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年4月5日	債務者 亀山市民 所在不明
5	6,840 円	平成29年3月31日	平成15年1月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年1月20日	債務者 亀山市民 所在不明
6	56,300 円	平成29年3月31日	平成15年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年3月16日	債務者 亀山市民 所在不明
7	147,783 円	平成29年3月31日	平成15年11月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年11月16日	債務者 市外在住者 死亡
8	3,685 円	平成29年3月31日	平成20年11月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月10日	債務者 市外在住者 所在不明
9	3,150 円	平成29年3月31日	平成20年11月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年11月10日	債務者 市外在住者 所在不明
10	10,027 円	平成29年3月31日	平成21年3月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年3月26日	債務者 亀山市民 所在不明
11	19,020 円	平成29年3月31日	平成22年8月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年8月11日	債務者 市外在住者 所在不明
12	44,550 円	平成29年3月31日	平成22年9月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年9月15日	債務者 市外在住者 所在不明
13	39,590 円	平成29年3月31日	平成22年11月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年11月15日	債務者 市外在住者 所在不明
14	4,140 円	平成29年3月31日	平成23年1月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年1月1日	債務者 市外在住者 所在不明
15	4,800 円	平成29年3月31日	平成23年1月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年1月16日	債務者 市外在住者 所在不明

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した理由等		
			債権発生日	事 由	備 考
16	19,500 円	平成29年3月31日	平成23年2月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年2月1日 債務者 市外在住者 所在不明
17	3,900 円	平成29年3月31日	平成23年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年2月16日 債務者 市外在住者 死亡
18	31,650 円	平成29年3月31日	平成23年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年3月1日 債務者 市外在住者 所在不明
19	28,880 円	平成29年3月31日	平成23年3月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年3月31日 債務者 亀山市民 所在不明
計	479,592 円				19件

# 私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称            水道料金

担当部署            建設部上下水道局上水道室

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	3,951 円	平成29年3月31日	平成24年9～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
2	18,814 円	平成29年3月31日	平成23年8月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
3	54,713 円	平成29年3月31日	平成20年6月～平成21年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
4	1,418 円	平成29年3月31日	平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
5	9,682 円	平成29年3月31日	平成20年7～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
6	3,242 円	平成29年3月31日	平成25年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
7	1,878 円	平成29年3月31日	平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
8	12,600 円	平成29年3月31日	平成24年4月～平成25年 3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
9	16,610 円	平成29年3月31日	平成24年4月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
10	12,858 円	平成29年3月31日	平成24年5月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
11	6,928 円	平成29年3月31日	平成24年4～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
12	3,150 円	平成29年3月31日	平成23年12月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
13	8,743 円	平成29年3月31日	平成24年1～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
14	17,815 円	平成29年3月31日	平成24年3～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
15	2,625 円	平成29年3月31日	平成24年7～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
16	2,100 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
17	5,250 円	平成29年3月31日	平成21年4～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
18	152,500 円	平成29年3月31日	平成19年3月～平成21年8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
19	3,204 円	平成29年3月31日	平成24年7～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
20	2,625 円	平成29年3月31日	平成23年4～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
21	2,100 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
22	9,080 円	平成29年3月31日	平成23年12月～平成24年5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
23	525 円	平成29年3月31日	平成21年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
24	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年8～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
25	6,300 円	平成29年3月31日	平成23年6～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
26	2,625 円	平成29年3月31日	平成24年8～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
27	3,675 円	平成29年3月31日	平成24年12月～平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
28	1,667 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
29	5,250 円	平成29年3月31日	平成23年8～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
30	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年10～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
31	4,725 円	平成29年3月31日	平成21年2～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明
32	7,350 円	平成29年3月31日	平成22年1～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 所在不明

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等		
			債権発生日	事由	備考
33	8,728 円	平成29年3月31日	平成24年12月～平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
34	2,625 円	平成29年3月31日	平成25年1～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
35	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
36	1,050 円	平成29年3月31日	平成24年10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
37	1,575 円	平成29年3月31日	平成24年9～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
38	1,050 円	平成29年3月31日	平成24年10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
39	3,702 円	平成29年3月31日	平成24年4～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
40	6,825 円	平成29年3月31日	平成24年9月～平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
41	525 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
42	1,050 円	平成29年3月31日	平成24年6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
43	3,150 円	平成29年3月31日	平成24年4～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
44	5,710 円	平成29年3月31日	平成20年7～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
45	4,725 円	平成29年3月31日	平成24年6～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
46	2,100 円	平成29年3月31日	平成23年8～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
47	11,318 円	平成29年3月31日	平成21年6～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
48	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年7～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
49	15,864 円	平成29年3月31日	平成24年3～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等		
			債権発生日	事由	備考
50	5,250 円	平成29年3月31日	平成24年11月～平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
51	8,106 円	平成29年3月31日	平成24年12月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
52	2,625 円	平成29年3月31日	平成24年9～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
53	3,334 円	平成29年3月31日	平成23年6～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
54	68,415 円	平成29年3月31日	平成24年10月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
55	9,735 円	平成29年3月31日	平成24年4～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
56	4,158 円	平成29年3月31日	平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
57	7,350 円	平成29年3月31日	平成24年6～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
58	8,400 円	平成29年3月31日	平成23年11月～平成24年6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
59	5,304 円	平成29年3月31日	平成21年7～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
60	2,625 円	平成29年3月31日	平成24年4～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
61	8,570 円	平成29年3月31日	平成24年4～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
62	1,786 円	平成29年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
63	7,350 円	平成29年3月31日	平成23年7月～平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
64	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
65	5,638 円	平成29年3月31日	平成24年11～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
66	8,312 円	平成29年3月31日	平成21年8～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等		
			債権発生日	事由	備考
67	16,941 円	平成29年3月31日	平成24年8月～平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
68	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
69	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
70	2,100 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
71	19,600 円	平成29年3月31日	平成24年4～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
72	4,568 円	平成29年3月31日	平成24年12月～平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
73	4,385 円	平成29年3月31日	平成25年1～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
74	3,664 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
75	10,141 円	平成29年3月31日	平成24年6～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
76	16,863 円	平成29年3月31日	平成23年5月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
77	2,284 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
78	9,939 円	平成29年3月31日	平成24年6～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
79	7,494 円	平成29年3月31日	平成23年8月～平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
80	1,617 円	平成29年3月31日	平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
81	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
82	1,050 円	平成29年3月31日	平成24年10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
83	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明



番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等		
			債権発生日	事由	備考
84	14,328 円	平成29年3月31日	平成23年1～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
85	3,678 円	平成29年3月31日	平成23年12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
86	4,909 円	平成29年3月31日	平成24年5～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
87	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
88	1,050 円	平成29年3月31日	平成24年11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
89	7,350 円	平成29年3月31日	平成24年3～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
90	3,675 円	平成29年3月31日	平成24年11月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
91	1,786 円	平成29年3月31日	平成24年8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
92	18,698 円	平成29年3月31日	平成22年9月～平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
93	7,350 円	平成29年3月31日	平成24年7月～平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
94	5,250 円	平成29年3月31日	平成24年8月～平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
95	5,620 円	平成29年3月31日	平成24年4～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
96	3,915 円	平成29年3月31日	平成25年1～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
97	4,512 円	平成29年3月31日	平成23年9～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
98	3,150 円	平成29年3月31日	平成22年7月～平成23年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
99	1,142 円	平成29年3月31日	平成23年8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
100	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年12月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等		
			債権発生日	事由	備考
101	4,725 円	平成29年3月31日	平成24年6～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
102	525 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
103	3,150 円	平成29年3月31日	平成24年6～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
104	1,050 円	平成29年3月31日	平成24年9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
105	2,100 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
106	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
107	1,575 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
108	1,575 円	平成29年3月31日	平成25年1～2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
109	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
110	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
111	3,921 円	平成29年3月31日	平成24年12月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
112	2,100 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
113	1,418 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
114	2,100 円	平成29年3月31日	平成23年12月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
115	7,350 円	平成29年3月31日	平成24年5月～平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
116	4,200 円	平成29年3月31日	平成24年4～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
117	1,575 円	平成29年3月31日	平成24年12月～平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等		
			債権発生日	事由	備考
118	5,488 円	平成29年3月31日	平成21年7～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
119	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
120	3,978 円	平成29年3月31日	平成24年6～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
121	1,142 円	平成29年3月31日	平成24年9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
122	5,304 円	平成29年3月31日	平成24年8～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
123	1,575 円	平成29年3月31日	平成23年7～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
124	1,050 円	平成29年3月31日	平成24年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
125	2,100 円	平成29年3月31日	平成25年2～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
126	6,825 円	平成29年3月31日	平成24年9月～平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
127	6,300 円	平成29年3月31日	平成24年7～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
128	7,350 円	平成29年3月31日	平成24年7月～平成25年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
129	6,300 円	平成29年3月31日	平成24年6～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
130	3,150 円	平成29年3月31日	平成24年4～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
131	7,350 円	平成29年3月31日	平成24年8月～平成25年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
132	9,753 円	平成29年3月31日	平成23年4～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 所在不明
133	2,192 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 死亡
134	2,100 円	平成29年3月31日	平成24年4～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日 債務者 市外在住者 死亡

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した理由等			
			債権発生日	事	由	備考
135	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成29年3月14日	債務者 市外在住者 死亡
136	1,694 円	平成29年3月31日	平成23年4月	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成29年3月14日	債務者 亀山市民 時効の援用
137	1,050 円	平成29年3月31日	平成25年8月	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成29年3月14日	債務者 亀山市民 時効の援用
138	36,082 円	平成29年3月31日	平成25年7～9月	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成29年3月14日	債務者 亀山市民 時効の援用
計	971,364 円					138件

## 私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 青年就農給付金返還金

担当部署 環境産業部農政室

番号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	600,000 円	平成28年11月1日	平成27年11月27日	破産法等の規定による免責を原因とする放棄(条例第8条第1項第2号)	平成28年8月10日 債務者 市外在住者
計	600,000 円				1件